

日本における高等教育の変遷と 男女共学の理念



田 端 泰 子

1 明治の国策と帝国大学

日本における近代の大学の歴史は、明治期に外国の大学にならない帝国大学を創ったことに始まる。「大学」という名の高等教育機関としては、江戸時代、林羅山が家塾を原型とする学問所を開いて以来、それが幕府の昌平坂学問所となり、70年の歴史を築いており、京都には皇学所・漢学所があった。また諸藩では武士階級の教育機関として藩校が次々と興され、それは江戸末期にいたるにつれて数を増し、総数250にも及ぶほどになり、江戸末期になるほど設立ラッシュになったと言われている。江戸時代、各藩では藩政改革に取り組むが、それを支える人材の育成、教育の質的向上の必要性が認識されたためであると思う。

明治維新という変革を経験した政府はそれまでの国学、漢学を中心に置いた学問体系を採用せず、「大学南校」「大学東校」の学問すなわち洋学、医学を大学教育の中心に据えて、再編成をはかるとの方針を樹立する。明治3年(1870)の大学規則で大学は「教科、法科、理科、医科、文科」に分けることとされた。いわゆる分野別の教育が行われることがよいとされたことになり、日本学・中国学(かつての国学・漢学)のように国別に学問を分断する方針が採用されなかったのは、その後の大学教育や学術の進む方向を示した点で、評価できる編成であったといえる。

しかし、明治4年に設立された文部省の政策上の重点は、初等教育制度の確立に向けられていたため、大学に関する政策が明治初期に出されることはなかった。一方、政府の諸官庁は制度の近代化に伴い、新知識をもった実務専門家の不足を強く意識したため、訓練機関としての大学校を必要としていた。司法省法学校正則科、工部大学校、駒場農学校、山林学校、などがそれである。これらは現在の範疇では大学というより専門学校である。つまり明治初年には総合大学よりも専門学校の設立が本筋として取り組まれていたことになる。そして明治10年(1877)、東京大学が法、理、文、医の4学部よりなる大学として発足し、総合大学としての大学が誕生するのである。

明治19年（1886）の帝国大学令の公布によって、東京大学及び工部大学校は廃止され、「帝国大学」が誕生する。帝国大学は大学院と法医工文理の分科大学によって構成されることになる。ここでの問題点は、研究は大学院、教育は分科大学、と研究と教育が分離された点である。しかし大学行政の面では、大学内外からの改革の声に押されて、分科大学の教授会が教育課程編成権や学位審査権を持つようになり、現在の大学で見られる形に次第に改められていった。

明治30年に京都帝国大学が、40年に東北帝国大学が設立され、帝国大学の相貌も個性化の時代へと進むことになる。帝国大学に進学するための学校として、明治期の高等学校は位置づけられていたのである。

以上のような明治期の国策に基づいた高等教育機関としての大学の出発は、近代化過程を足早に歩まねばならないという社会の要請に応えるものであったといえる。初期には侍という身分を失った士族青年が社会に適応していくための新しい職業訓練機関・受け皿として、また産業革命期には広く専門的知識階級を養成する機関として、大学は新しい役割を担いはじめたと考える。この時期の最大の難点は、初等教育における男女平等思想の形成や、福沢諭吉による人権思想の紹介・普及とその高まりにもかかわらず、女子が大学に入学することを排除または制限する考えが普遍的に浸透しており、高等教育特に大学において女子を受け入れる制度は皆無であった点である。

女子が高等教育を享受しようと思えば、わずかに小学校や後には中学校の教師になるための師範学校に入学する以外、道はなかった。師範学校は明治5年に官立東京女子師範学校が設立され、以後大阪、名古屋などに師範学校が置かれたのは「小学校」教員を早急に養成しなければならないという命題からであった。以後師範学校は東京の2校を除いて府県に所属する教育機関つまり公立の学校と位置づけられる。そして師範学校は明治30年から、小学校教員養成の師範学校と、中学校教員養成の「高等師範学校」に類別され、明治41年に奈良女子高等師範学校が増設されたことによって、ようやく男女が対等に教員を目指せる環境が成ったのである。明治期、男性に比べて女性の高等教育享受の方途は極めて厳しいものであったことがわかる。

2 私立大学の創設と高等教育環境の変化

東京帝国大学が国策実現のための大学として設立され、新しい帝国大学がそれを補完する新理念を加えながらできあがったとしても、幅広く存在する大学への国民の期待感を満たすにはとうてい程遠い状況であった。そこに成立したのが私立大学である。

東京専門学校（後の早稲田大学）、慶応義塾、哲学館（東洋大学）、立教学院、青山学院、同志社、東京法学院（中央大学）、明治法律学校（明治大学）、日本法律学校（日本大学）、国学院、神宮皇学館、それに日本女子大学校、女子英学塾（津田塾大学）、東京女医学校などが相次いで誕生する。これらの大学は規模もさまざま、学部を複数持つ総合大学的なものから、専門学校としての実質をもつもの、それに教養重視のカレッジなど多様であった。大学の特色はさまざま

あっても、政府の分類ではこれらはすべて「専門学校」であって、明治36年の専門学校令によって統括されるべきものであるとされた。

津田英学塾を創設した津田梅子など、留学生たちはヨーロッパやアメリカの大学を体験し、日本にその経験を持ち帰った。帝国大学や独協大学はドイツを、立教学院や青山学院は広くヨーロッパの大学をモデルにしたが、この時期に設立された大学には、アメリカモデルのものも多かった。アメリカ自身、ヨーロッパをモデルにしなが、独自の教育理念を創り始めていたからである。

館昭氏によれば、アメリカのハーバード大学はイングランドの大学をモデルにしながらも、17世紀末の25年間に在学した約300人の学生のうち、農民、職人、船員、雇用者の子弟が42人いたことに示されるように、「伝統的な社会構造を母国におき去」っていた。（『戦前日本の大学改革』『講座日本の大学改革』1所収、青木書店、1982年）。つまりアメリカの大学は自由の理想を掲げて多民族国家として独自の歩みをはじめつつあったことがわかる。アメリカでは、南北戦争後の産業振興期に、技術者養成のための技術専門学校の必要性が増大したことによって、フランスに手本を採った本格的な技術専門学校在生している。その上ですでに設置されていた教養カレッジや技術専門学校の上位にある大学院（グラデュエートスクール）と、職業専門課程（プロフェッショナルスクール）を総合したいわゆるアメリカ型総合大学が生まれるのである。自由を掲げるアメリカの大学では、新しい学問分野が誕生しやすい状況が創りだされており、社会学や教育学はアメリカの総合大学で産声をあげる。

女子高等教育に目を転じると、教員養成のための師範学校では女子の教育機関は男子に大幅な遅れをとっていたことを前節で見たが、専門学校、実業学校の分野では明治30年代以後続々と女性教育の機関が「私立」の形で誕生しはじめた。本学の前身である「京都女子手芸学校」もその一つであり、明治35年（1902）という極めて早い時期に設立されている。日本女子大学校、女子英学塾（後の津田塾大学）が設立認可を受けたのはそれより後、明治37年のことであった。「京都女子手芸学校」はその後、商業学校を併設し、「京都高等手芸女学校」と改称（明治43年）、高等女学校令の適用を受ける高等女学校となり、教員養成の女学校としての性格を基本に置くことになる。

時代は大正に入ると、高等教育の分野でも僅かながら変化の様相が見えてくる。大正2年（1913）、東北帝国大学に女子学生が入学することになった。理学部に合格した「黒田ちか、牧田らく、丹下むめ」の3人は、最初の帝国大学の女子学生として、歴史に名を残すことになる。大正という時代になって初めて帝国大学の門戸が女性に対して開かれたことがわかる。男女平等という観点から見て、あまりにも遅すぎるとしかいいようがない。

1905年（明治38）の日露非講和運動をきっかけに、大正デモクラシー運動が興っていたこの時代、政府は大正9年（1920）高等女学校令を改正して公布し、五年制の高等女学校と、高等科・専攻科の設置を認める一方、教育理念として「国民道徳」と「婦徳」の涵養が重要であると強調した。高等女学校では「婦人として守るべき規範」例えば貞節、従順などを教えること

こそ肝要であるとされたのである。この「婦徳」の強調は、すぐに各高等女学校の校長や知事の訓令にこぞって取り入れられている。

高等教育を担う一翼となった私立大学においても、女子だけの大学や専門学校は別として、早稲田や日大などでは、女子学生は大正末年まで聴講生としてしか受け入れられていなかった。正規学生はいなかったのである。そのため日大・早大などの女子の聴講生は女子学生連盟を結成し、大正13年12月、文部省に陳情して大学・高校の門戸開放を要求した。この要求は教育界や婦人団体など多くの人々の賛同を得て、翌年以後「機会均等要求」として進展する。女性の自覚的な高等教育における機会均等要求が、大正末年になってようやく社会に知られる課題となって浮上したことがわかる。

1929年（昭和4）10月に起こったニューヨーク株式の大暴落に端を発する世界恐慌は、日本社会に大打撃を与えた。工場では人員整理が行われ、それに反対するデモとストライキが頻発、それに加えて東北・北海道地方では冷害と凶作が繰り返し襲ってきた。こうした状況の中で、政府は昭和6年の満州事変以来、戦争への道を歩み、日中戦争、太平洋戦争と、15年もの長きにわたる戦争の時代へと入るのである。教育界では、情勢に応じて「国体明徴」が叫ばれ、高等女学校や師範学校では教科の改訂がさかんに行われる時代となった。大学、専門学校、実業学校などでは昭和16年から修業年限を臨時に短縮し、いわゆる繰上卒業が認められる。昭和18年には「教育二関スル戦時非常措置方策」として高等学校の文科を5分の1に削減し、理科を増員、文科系大学の理科系への転換などを閣議決定している。教育は国家の方針に従属させられ、高等教育さえその独自の理念は置き去りにされたのであった。

3 戦後改革と大学の姿

1945年（昭和20）、第二次世界大戦敗戦の年の大学の数はわずか45校、うち官立は19、公立2、私立27という状況であり、公私が相半ばしていた。しかしそこで学ぶ学生数は、男子学生約8万人に対し、女子学生はわずかに206人であり、男子の400の1という惨憺たる男女不平等の様相を呈していた。高等学校、大学予科に女子学生は見られず、専門学校生として約3万7千人が学んでいたが、これも専門学校に通う男子学生約17万6千人の約5分の1にすぎなかった。ただ女子学生がかなり見られたのは教員養成諸学校においてのみであり、2万2千人の女子学生が教員を目指して学んでおり、5万4千人の男子学生の半数に迫る数に増えていた。戦前の教育で女子の高等教育は、教員養成の部分においてのみ保証されていたことの結果である。それにしても教員養成のための学校の学生数についても、男子学生の半分にも満たない数であったことは、女性に対する高等教育が大幅に立ち遅れ、なおざりにされてきたことの表明であるといえる。

この年（1945年）の12月、占領軍の指導のもと、政府は閣議諒解のかたちで「女子教育刷新要綱」を決定、教育における男女平等の原則をはじめて国から示した。そこでは女子大学の創

設、大学などにおける男女共学制の実施などがうたわれていた。

戦後のこうした新しい大学についての理念は、日本側委員会と米国教育使節団の双方から提言された。とくに米国教育使節団の報告書は、高等教育が一部のものの特権的機会になっていることや、伝統的保守的アカデミズムを厳しく批判し、「現代教育制度の王座に位置するユニバーシティは、知的自由の伝統に支えられた学問研究、すぐれた市民形成のための一般教養研究、それに専門職業教育の三つの社会的機能を、できるだけ平等に (with equal concern) 果たさなければならない」としている。これは、学問の自由と大学の国民一般への開放をうたい、大学の果たすべき役割がこれら3つの点にあることを述べたものであり、戦後の大学のあるべき姿を指し示す指針として、高く評価できる。

上の要綱が、1945年10月11日に出されたいわゆるマッカーサー元帥の五大改革指令に基づくことは明らかであろう。マッカーサーは新しく首相になった幣原喜重郎があいさつに来ると、5つの改革要求を口頭で申し渡した。その第一が「選挙権付与による日本婦人の開放」であったことは、当時どれだけ日本女性が無権利、低位置におかれた存在だと世界の人々の目に写っていたかを示している。他の4項目（労働組合結成の奨励、学校教育の民主化、秘密審問司法制度の撤廃、経済機構の民主化）の重要性はもちろんであるが、「日本婦人の開放」が最初に言い渡されたことの重みを改めて感じる。

1947年には教育基本法、学校教育法が公布され、学校制度は根本的に組み立てなおされた。

大学に関しては、この年7月に大学基準協会が設立され、新制大学の設立基準はここが決定した。基準協会が全大学に一般教養必置の原則を立てたのは、先の米国教育使節団の意見を採用したものと考えられる。

翌年早々（1月）には大学設置委員会が作られる。これは新制大学を設置しようと申請がある事を予測して、その審査機関として置かれたものである。そしてはやくも3月には公私大学12校の新制大学が認可された。同志社や東京女子大などがこの時に認可されている。

1949年、私立学校法が公布され、翌50年には短期大学149校が一気に発足している。これ以後法的整備もじょじょになされ、1960年には大学の学生・教職員が一致して議会制民主主義の危機に対し抗

表1 昭和20年度の高等教育概況

学校種別	学校数	学生生徒数		計	
		男	女		
大 学	官立	19	44,186	97	44,283
	公立	2	1,305	—	1,305
	私立	27	34,441	109	34,550
	計	48	79,932	206	80,138
高等学校	官立	26	17,372	—	17,372
	公立	3	1,535	—	1,535
	私立	4	2,780	—	2,780
	計	33	21,687	—	21,687
大学予科	官立	5	1,538	—	1,538
	公立	2	640	—	640
	私立	27	16,509	—	16,509
	計	34	18,687	—	18,687
専門学校	官立	90	69,415	1,197	70,612
	公立	56	13,222	5,079	18,301
	私立	163	93,223	30,814	124,037
	計	309	175,860	37,090	212,950
教員養成諸学校	142	54,398	21,790	76,188	
総 計	566	350,564	59,086	409,652	

出典：『文部省第73年報』昭和20年度。

議するという事態が発生したが、大学の数は着実に増え、受験生の大学選択の幅は拡大した。しかし国立大学にも共学と女子大があり、私立大学にも両方がある、というのは戦前の大学のありかたと基本的には同じであり、その点から見て、男女平等教育について大学など高等教育を担う機関において、真剣な議論がなされた形跡は、残念ながら見受けられない。

ただ一つ大学の文学部においては女子学生比率が上昇を続け、1962年には文学部の女子学生比率は全国平均で37パーセントに達した。このことは女子学生の向学心が旺盛で、それを満たす分野として第一に受け入れ態勢のあることを示したのが文学部であったことになる。

我が橘女子大学はこのころ1965年に設立を決定し、67年（昭和42年）に認可を受け、文学部3学科の四年制大学として産声を挙げた。「高雅にそして真実に」を教学の姿勢とし、「自立した女性の育成」を掲げる女子大学が京都の地に誕生した。他の女子大学との違いは、「良妻賢母」を目的とするのではなく、判断力の持てる自立した女性の育成と、文学部の学問分野を若い女子学生に対して広く門戸を開きたいという思いに支えられていた。初期の教師陣が殆ど京都大学から招聘された人々であったことも、女子学生に高度な高等教育を受ける機会を与えたいという初代学長の考えに基づいていたと聞く。こうして「女性の自立」を教学理念とする女子大学としての本学は、その後時に波瀾に巻き込まれたこともあったが、女子大学として、順調に発展し、同じ学園の高等学校は高等学校と専門学校に分かれて設置認可を受けたが、高等学校の桃山移転を機に高等学校に一本化されている。

4 戦後女性の地位変化と共学の理念

「女性の自立」を掲げ、社会に出て活躍する女子学生の育成を目指して教育に励んできた本学が、女子大から共学への方向転換をなした背景には、戦後日本の女性の地位変化が存在する。

女性の労働界における地位を考えると、19世紀70年代の官営富岡製糸工場に300人の「伝習工女」が初めて機械製糸の技術を学び、それを各地に伝播することで、近代日本の産業革命が出発したことは周知の事実であった。彼女たちの役割の重さに比べて、それ以後の女子労働の厳しさは、諏訪製糸工場での体験談をもとに著述された『あゝ野麦峠』などに明らかである。細井和喜蔵が1925年に著した『女工哀史』に見る紡績産業は、後に3Kあるいは4Kといわれた「低賃金、長時間労働、深夜業、若年労働」の全ての条件を満たしていたことを明らかにしている。製糸紡績だけではなく、戦前の女子労働は電話交換手として、タイピストとして、日本の産業を下から支えてきた。

戦後になると、女性は義務教育終了後は社会的労働に参加するべきものと考えられたから、義務教育を終えた女子の約40パーセントが社会に巣立ったのち、社会的労働に携わった。戦後すぐの時期にはまだまだ戦前同様紡績・繊維産業に集団就職していく女子が多かった。1955年の「労働力調査」によると、女子雇用者は531万人で、そのうち未婚は65パーセントにのぼる。若い女性の紡績・繊維労働によって労働界は支えられていたのである。

こうした働く女性を守る法律や制度は、戦後ようやく整いはじめる。1946年の労働基準法制定を皮切りに、産休制度がつくられはじめ、深夜業は禁止の方向に進み、残業も女性は制限された。しかしこれらは若年女子労働を確保するための産業界の「やむをえざる」対応であり、産休の制度はできたが、結婚すれば「退職」するのはあたりまえ、というのが金融機関をはじめとする社会通念になっていた。そのため、結婚を機に退職を迫られたり、配置転換を言い渡されることは日常茶飯事であったので、裁判に訴えられた事例も多かった。

1955年以後世帯人口は5人から4人に減少し、以後この数値は減少の一途を辿り、とくに出生率が激減していったので、現在では少子高齢化社会に突入している。世帯人数の減少は、働く年代の総体としての減少をもたらす。そのことも一因となって、女子の雇用者は1960年738万人、65年913万人、70年1,096万人、75年1,167万人、80年1,354万人と、着実に増加した。その内訳では、未婚が63パーセントから32パーセントへと少なくなったのに対し、有配偶は24パー

表2 K銀行 IBM 室所属要員 (1958年3月末現在)

事務室 (7名)	責任者	1名 (男子)
	係長	1名 (男子)
	企画係	1名 (男子)
	精査係	4名 (女子)
穿孔室 (16名)	管理者	1名 (女子)
	穿孔手	15名 (女子)
機械室 (8名)	操作員	2名 (男子)
	操作員	6名 (女子)
総員	31名	

注：職種の性別分化が明瞭である。
出典：渡辺峻高『銀行労働調査時報』1980年2月号、30頁。

表3 女子労働者基本指標

	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年
1. 女子労働力率(%)	56.7	54.5	50.6	49.9	45.7	47.6
2. 就業者中の女子比率(%)		40.7	39.8	39.3	37.3	38.7
3. 就業者中の雇用者比率(%)	31.2	40.8	48.6	54.7	59.8	63.2
4. 女子雇用者数(万人)	531	738	913	1,096	1,167	1,354
5. 15歳人口中の雇用者比率(%)	(15.6)	21.9	24.3	27.0	26.9	29.5
6. 雇用者中の女子比率(%)		31.1	31.8	33.2	32.0	34.1
7. 女子雇用者の構成(%)	(65.2)	(63.2)	50.3	48.3	38.0	32.5
未婚 有配偶 離死別	(20.4)	(24.4)	38.6	41.4	51.3	57.4
	(14.3)	(12.5)	11.1	10.3	10.8	10.0
8. 女子雇用者平均年齢(歳)		26.3	28.1	29.8	33.4	34.9
9. 同平均勤続年数(年)		4.0	3.9	4.5	5.8	6.3
10. 性別賃金格差(%)		42.8	47.8	50.9	55.8	53.8
11. 短時間雇用者比率(%)		8.9	9.6	12.2	17.4	19.3
12. 女子労働者組織率(%)	30.8	28.0	30.9	29.4	29.0	24.6

出典：1～7、11は「労働力調査」、()は「国勢調査」、8、9は「賃金構造基本調査」、10は「毎月勤労統計」(現金給与総額)、12は「労働組合基本調査」。

表4 弱電工場の女子作業実例

工場	勤務例	作業管理方式の基本類型	職種	作業内容の概要	作業の他律性と変化性	作業姿勢の変化
トランジスタ 軽電機組立工場	拘束8.5時間 実働7.5時間 隔週週休2日 始業 8時30分 終業 17時 パート9時～16時 休憩 10時より5分 12時より45分 15時より10分 一部寮生 14時より2分職場 体操を行なう BGMなし	コンベアー 流れ方式	ステレオ アンプ 本体	ハンダコテ やエアドラ イバーを使 いハンダ付 け、ビス止 めをする	持点7～8 点、1単位 作業時間短 く57秒前後 の繰り返し作 業の変換が 全くない	腰 掛
			ステレオ アンプ ケース	完成品の組 立	持点18～20 点、1単位 作業時間は 90秒前後で 長い方、個 人の作業の 変換もある	腰 掛
			ラジ オ マ ウ ン ト 組 立	プリント基 板に抵抗、 コンデンサ ーその他各 種電気パー ツ取付け及 びハンダ付 けをする	パートが多 い、1単位 作業時間70 秒前後、正 規従業員は 作業と場所 の変換があ る	腰 掛
		テーブル方式	通信機	プリント基 板に抵抗、 コンデンサ ー、コイル、 トランジス ターなど差 し込み、ハ ンダ付け、 配線をする	個人単位の 作業、差し 込み工程で の持点100 ～170位、 1単位作業 時間15～30 分	腰 掛

出典：労働省労働基準局編著『単調労働』（1970年）144頁。

セントから57パーセントへと増加した。婚姻後も働きつづけたり、一旦やめて再就職する女性が増えていったことがわかる。しかし男女の格差は厳然と存在し、1960年に女性の賃金は男性の42パーセントに過ぎず、80年に至っても53.8パーセントに留まっている。戦前からの「低賃金」は依然として解消される方向には進んでいなかった。

企業の中の男女別人員構成は、銀行などでは責任者・係長には男性、その下の事務やキバンチャーは女性、というふうに、性別役割分業がみごとに形成されていた。

繊維産業に次いで女性が圧倒的に多かった弱電産業の状況を見よう。1970年の労働省労働基準局編著『単調労働』によると、トランジスタ軽電機組立工場での「女子」の作業の一例は、

次のようである。ステレオアンプの本体にハンダゴテやエアドライバーを使いハンダ付け・ビス止めをする作業に従事している女性は、一日の拘束が8時間30分、実働7時間30分で、休憩は10時から5分、12時から45分、15時から10分であり、作業は「持点7～8点、一単位作業時間短く57秒前後の繰り返し作業の変換が全くない」と表現される姿で働いていた。チャップリンの「モダン・タイムス」を思わせる単調な、しかも機械の動きに合わせた、休むことのできない一定の速さでの労働の繰り返しであることがわかる。こうした労働の形態が70年代においても女子労働の多くの部分を占めていたのである。

こうした「単調労働」の様態は、20世紀のおわりごろから次第に変化しはじめる。一方で、ロボット化が進展し、繰り返される単調労働はロボットに肩代わりされはじめた。こういう機械化によって労働者が激減した職場の典型は金融機関である。今ではATMが「いらっしやいませ」と迎える銀行では、80年代に比べて行員は4分の1に減っているという（京都の金融機関支店長の話）。女子大や短大からの就職の受け皿であった金融機関にも、現在では就職が困難になっている。

もう一方では、生産拠点を海外に移す企業が多くなったために国内の生産労働は減りはじめる。自動車産業をはじめとしてアメリカやヨーロッパ、そして近年は中国へと企業は進出している。海外の安い労働力を利用することによって利益をあげようとする企業の姿勢の変化によって、また貿易摩擦の解消を狙っての現地生産が大きな理由であると考えられる。機械化、I・T化によって単調労働が激減したのはよいが、女性の就業の場が狭まるという副産物を生んでいる。また企業の海外進出も関連企業に波紋を生み、日本国内の雇用者の減少をもたらす要因となっている。

こうした産業構造の変化に対応するためには、キャリアアップが今日的な課題となることは明らかである。いやI・T化（情報化）と国際化を両翼とする産業界の構造変化は、女子学生だけにしわよせがくる問題ではない。性別を越えて考えねばならない日本の労働界の大問題であると思う。本学が2005年からの男女共学化に先んじて、大学の方針として「キャリア教育の実施と単位化」を決定した理由もこの点にある。

法制度の面に目を転じると、1946年に公布された日本国憲法には14条に政治・社会・経済上の「性差別」は禁止すると明記されている。その後戦後すぐには、関連法案の制定はむしろ遅々として進まなかったが、裁判所の判決には見るべきものが現れはじめた。1959年に東京電力で結婚退職制が組合の努力で撤回されたのを皮切りに、60年代以後裁判所の判決は女性の早期退職無効を宣言しはじめる。結婚してからも働きつづけることが普通であることが、じょじょに社会に受け入れられ始める。1958年ごろの看護婦（まだこのころはこう呼ばれていた）のうち既婚者はようやく60パーセントに達した。

1985年（昭和60年）には、国連で採択された「女子差別撤廃条約」を日本も批准する。先進国を自認している日本ではあったが、世界で72番目の批准であった。この年はナイロビで「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議が開かれた年である。国際的な「婦人の地位向上」気運の高

まりに押されるように、国内でも雇用における男女の機会均等や、生活保護基準の男女差解消などが論議され、法案化されている（84年、85年）。その後は育児休業法（92年）が制定されて出生児の父母いずれかの休業がみとめられるようになったが、逆に、94年には女性の残業・深夜業についての規制が緩和された。こうして法制化の方向は、男女の性による区別を考慮しない方向へと進んでいる。そして1997年男女共同参画審議会法が成立し、基本法の制定が視野に捉えられ、99年男女共同参画社会基本法が公布・施行されたのである。これらの法案を起点として、明確にまた新たに男女平等の達成に向けての力強い動きが生じている。

戦後女性のおかれていた環境を労働と法制の二面から見てきた。その教訓から高等教育の今後を考えれば、長らく女性と男性では地位や待遇に格差があったことはまぎれもない事実である。しかしその差を出来るかぎり少なくしようという法制定の趣旨が感じられ、また経済構造の変化は、男女差よりも国際間の国単位の格差が大きく、それが国内の性差に激しく影響を与えていることがわかる。したがって今後わたしたちは性差に根本的な基準を置いた男女別学の形態を続けるよりも、男女共生にまず基準点を合わせ、その上に立って共学・共生の実質をもたせる為に何が必要か、これまでの伝統を共生社会の中に生かすにはさらにどのような側面を補強すべきなのか、を自ら厳しく問わねばならないと考える。

最後に女性の立場から発言すれば、女性はこれまで、労働において、政治的権利において、法の上でも、さまざまな差別と排除と区別を経験してきた、それがすべて現実生活の中で解消されるのは、近い未来ではないだろう。国際関係の中ではもっと長時間が必要であると思う。しかし教育の場、とくに未来に向けて人材を育成する役割を担う高等教育の場においては、真先に男女差は解消しなければならない命題であると思う。本学が共学を選択しようとした時、脳裏をかすめたのは、いままで差別されてきたからこそ、今後は差別し排除し区別する側には立たない、差別を許さない、という決意であった。

男女どちらかから差別を許さないという態度にでなければ、差別はなくなる。そのためには女性側から声を上げる以外に方法はないのである。女子大として築いてきた良さ——「高雅にそして真実に」という校風、自立を目指す向上心——を、門戸を開いて男子学生にも平等に体得させたい、男女共学という環境の中で女性の自立と男性の自立、自立とともに共生を実現する理論と方法を真剣に考える場、そのための臨床・演習を試みる場としてこれからの大学は進むべきだと思う。共学大学に学ぶ、学生と教職員による男女共生社会構築のための内容づくりが、今後の京都橘大学の目指す方向になればと願っている。

参考文献

- ・『学校法人京都橘女子学園100年史』2002年、学校法人京都橘女子学園。
- ・『講座日本の大学改革』1～5、1982年、青木書店。
- ・総理府編『女性の現状と施策』平成7年版、1996年、大蔵省印刷局など。